



2022年7月19日

各 位

株式会社ハニーズホールディングス  
代表取締役社長 江尻英介  
(コード番号2792 東証プライム)  
取 締 役  
問 合 せ 先 常務執行役員 佐藤 成展  
管 理 本 部 長  
電 話 番 号 0246-29-1111 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月19日付開催の当社取締役会において、2022年8月23日付開催予定の第44回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程(予定)

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年8月23日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年8月23日

(下線部は変更箇所を示す。)

現行定款	変更案
第1条～第16条 (省略)	第1条～第16条 (現行どおり)
<p data-bbox="220 427 786 495">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="204 501 786 786"><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="453 824 533 857">(新設)</p>	<p data-bbox="1059 427 1139 461">(削除)</p> <p data-bbox="820 824 1059 857"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 864 1394 999"><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="884 1010 1394 1223"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第18条～第37条 (省略)	第18条～第37条 (現行どおり)
<p data-bbox="453 1332 533 1366">(新設)</p>	<p data-bbox="820 1332 900 1366"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="820 1373 1394 1585"><u>1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="820 1619 1394 1798"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="820 1843 1394 1977"><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>